

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年11月27日

横浜市契約事務受任者

横浜市中区長 小林 英二

1 契約の概要

換気扇の修繕にあたり履行中に石綿が使用されていることを覚地した天井板の仮撤去及び適正な処理を緊急で実施した。

2 履行場所

横浜市中区役所

3 契約日

令和5年9月26日

4 履行日又は履行期間

令和5年9月26日から令和5年12月28日まで

5 契約金額

¥898,150.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

神奈川区鶴屋町3-35-1

エヌ・ケイ・テクノ株式会社

代表取締役 新倉 俊治

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

石綿を適正に処理しないと換気扇修繕の作業員や職員に健康被害が生ずる恐れがあるため。

8 契約の相手方の選定理由

別に契約する中区役所3階トイレ換気扇修繕の請負者であり、同時に作業を行う必要があるため。

9 所管課

中区総務課